公示案件応募時に提出する納税確認書類

■ ■以前に応募したことがある方(住民票または在留証明書は既に提出している方) ■ ■

* 以前応募した時点から転居している場合は転居後の住民票または在留証明書も必要となります。 消費税課税対象者 1. 所得税納税証明書(その3の2) ではない 2. 住民税納税証明書 納税義務 1. 所得税納税証明書(その3の2) がある 2. 住民税納税証明書 消費税課税対象者 3.2年以内の税務署受付印のある である 消費税課税事業者届出書の控 おととし以前の 納税証明書を 提出している 1. 在留証明書 理由が 「海外に居住している」 (発行日から6ヶ月以内のもの) 納税義務 がない 1. (海外転入記載のある) 理由が 「海外に居住していた」 住民票(発行日から3か月以内のもの) 理由が 1. 非課税証明書 「学生や主婦で所得がない」 昨年以降の 今回提出が必要な書類はありません。 納税証明書を 来年度以降に応募する場合には、 提出している 最新年度の納税証明書を提出してください。

詳細については「個人コンサルタント向け業務実施契約(単独型)の手続きに係る参考資料」を参照してください。